

# 第2次 津和野町男女共同参画計画

ダイジェスト版

## 男女共同参画社会の実現

男女共同参画意識の一層  
の浸透

女性の積極的な参画の推進

仕事と家庭の両立のため  
の環境整備

基本  
目標

I 男女共同参画  
社会づくりに向け  
た社会制度・慣行  
の見直しと意識の  
改革

II 政策・方針決  
定過程への男女  
共同参画の推進

III 家庭、職場、  
地域における男女  
共同参画の推進

IV 個人の尊厳の  
確立

基本  
施策

- 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進
- 男女共同参画に関する情報整備

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 女性人材の育成

- 家庭、地域における環境づくり
- 職場における環境づくり
- 地域産業における男女共同参画の推進
- 女性のチャレンジ支援策の推進
- 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実
- 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- 人権尊重の意識づくり
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 女性の妊娠、出産等、生涯を通じた健康支援

平成31年3月  
島根県津和野町

## 計画の概要

### 男女共同参画社会とはどのような社会ですか？

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、自らの意志によって、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会です。

### 津和野町男女共同参画計画の性格

- (1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づいて策定するものであり、「津和野町男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画計画として位置付けます。  
さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく市町村基本計画であり、基本目標ⅡおよびⅢに係る部分については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。
- (2)この計画は、国、県の男女共同参画計画を踏まえ、当町の基本構想及び各種計画との整合性を図り、施策の基本的方向とその具体的推進策を示すものです。
- (3)この計画は、行政が主体的に取り組むべき施策のほか、町民や各種団体・事業所等の取組を要請するものです。

### 計画の期間

本計画の期間は、平成31(2019)年度から令和10(2028)年度の10年間とします。

なお、計画に掲げる施策の具体的推進策については、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とし、見直しを行うこととしますが、社会・経済状況の変化や計画の進捗状況等により、必要が生じた場合は見直しを行います。

### 計画の基本理念

この計画では、基本理念を「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への男女共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「男女の人権の尊重」とし、総合的かつ計画的に推進します。

### 重点的に取り組む事項

1. あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会を作ります。
2. 町の政策・方針決定過程への女性の積極的参画を促します。
3. 女性の人材育成を推進します。
4. 男性も女性も共に、家庭(子育て・介護等)と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりを進めます。
5. 配偶者からの暴力防止対策を充実強化します。

# 基本目標

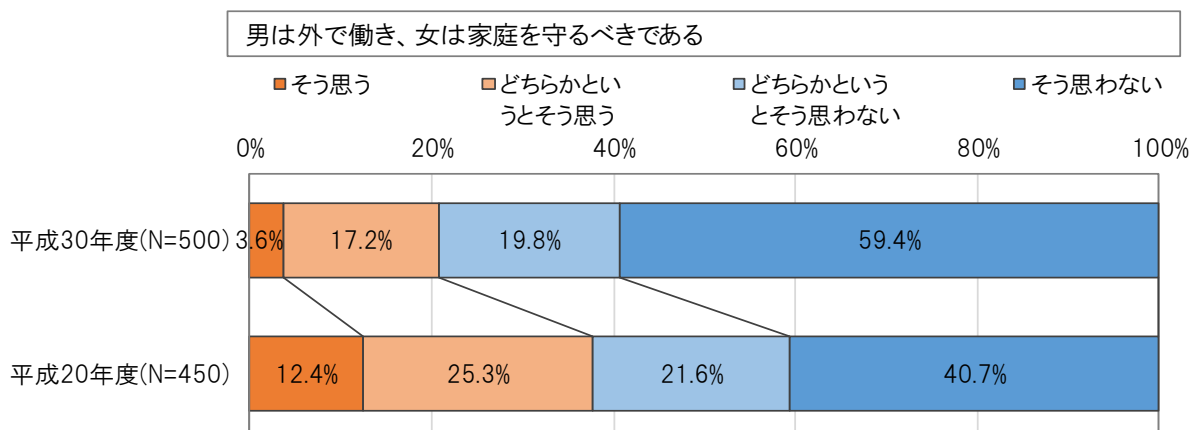
## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会制度や慣行を見直し、意識の改革に取り組みます。

基本施策	施策の方向	主な施策
1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発活動	①性別役割分担意識の見直しなど意識啓発のための講演会や研修会の実施 ②島根県男女共同参画サポーター等、地域リーダーとの協力・連携による啓発活動 ③公民館等での男女共同参画に関する学習・研修の実施 ④公民館長・職員に対する研修の実施 ⑤各企業・団体と連携した意識啓発 ⑥広報・CATV等を用いた啓発 ⑦関係運動期間中の重点的な啓発活動
	町の制度・施策の策定・点検	①男女共同参画に配慮した施策の策定及び点検
2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進	学校教育における男女平等教育の実施	①児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育の促進と進路指導
	教職員・保護者に対する取り組み	①教職員に対する男女共同参画研修の実施 ②PTAの研修や会議における男女共同参画に関する理解の促進
	社会教育における男女共同参画の推進	①公民館等での男女共同参画に関する学習・研修の実施 ②公民館長・職員に対する研修の実施
3 男女共同参画に関する情報整備	男女共同参画に関する情報の収集	①「男女共同参画に関する町民の意識・実態調査」の実施と結果の提供 ②各種統計情報の収集と提供
	男女共同参画に関する情報の提供	①男女共同参画の進捗状況の年次報告 ②男女共同参画に関する法令・制度等の周知

### 津和野町男女共同参画に関する意識と実態調査(平成20年度、30年度実施)

○次のことがらについて、あなたはどのように思いますか。

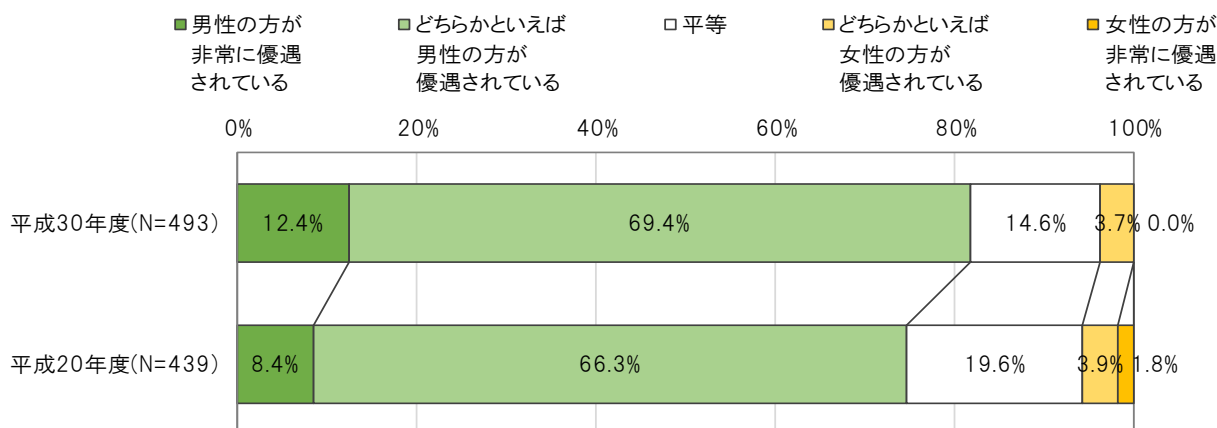


## 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

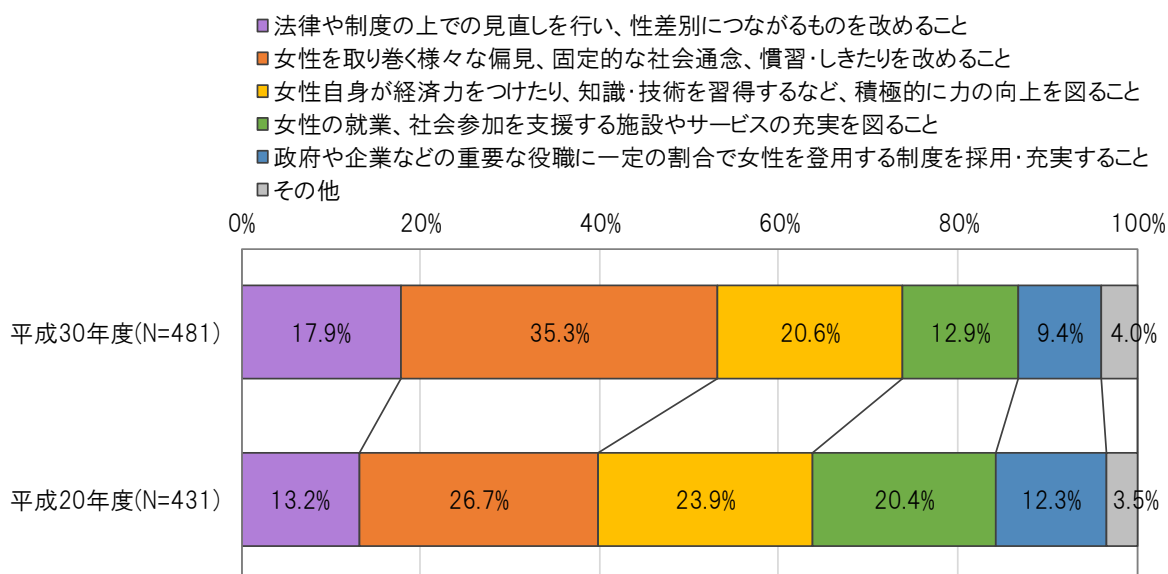
女性活躍推進法の趣旨をふまえ、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会の確保に向けて取り組みます。

基本施策	施策の方向	主な施策
4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	町の審議会等委員への女性の参画推進	①女性が積極的に参画できる体制の整備 ②審議会等の委員構成の見直し(男女比)
	女性職員登用等の促進	①町の女性職員の管理職への登用 ②男女職員の職域の拡大 ③職員研修の充実と機会均等意識の普及
	各種機関・団体・企業等への働きかけ	①PTA、自治会、企業等への女性の登用促進 ②農業・林業分野における女性の参画促進
5 女性人材の育成	女性の人材育成	①女性の社会参画促進のための情報提供 ②女性人材育成研修等の実施 ③女性の職業能力開発の機会についての情報提供
	女性ネットワークの形成促進	①女性の人材育成のための女性ネットワークづくりの支援

○社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。



○今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何でしょうか。



## 基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

男女がともに仕事と家庭を両立し、地域の一員として地域活動にも携わることができる環境づくりに取り組みます。

基本施策	施策の方向	主な施策
6 家庭、地域における環境づくり	家庭、地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭における男女共同参画の意識づくり</li> <li>②男性の家庭参画の推進</li> <li>③地域活動における男女共同参画のための環境づくり</li> <li>④自主防災組織等への女性の参画推進</li> <li>⑤男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策推進</li> <li>⑥環境対策における男女共同参画</li> </ul>
	高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者等の社会参画への機会の提供</li> <li>②高齢者福祉・障がい者福祉に関する相談体制の整備</li> <li>③介護の学習の推進</li> <li>④在宅介護を地域で支えるネットワークの充実及び介護予防事業の充実</li> <li>⑤在宅介護支援の充実</li> </ul>
7 職場における環境づくり	職場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用の平等に向けた企業への啓発</li> <li>②企業のポジティブ・アクション※1の推進</li> <li>③職場のセクシュアル・ハラスメント※2防止</li> <li>④育児・介護休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境の整備</li> <li>⑤再就職希望者への支援</li> <li>⑥一般事業主行動計画※3および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画※4策定の支援</li> </ul>
	妊娠出産に関することへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産前・産後休暇や育児休業制度等に関する情報提供</li> <li>②働く女性の妊娠・出産に関する保護規定の普及と母子連絡カードの普及</li> </ul>
8 地域産業における男女共同参画の推進	農林業分野における女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①性別役割分担意識の払拭のための意識啓発</li> <li>②「農山漁村女性の日」などの普及</li> <li>③農山村における女性の参画促進と人材育成</li> <li>④家族経営協定の締結推進</li> <li>⑤女性グループに対する支援</li> </ul>
9 女性のチャレンジ支援策の推進	女性のチャレンジ支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性の就業機会の拡大に向けた環境整備</li> <li>②新しい分野への男女共同参画の推進</li> <li>③再就職希望者への支援</li> <li>④女性起業家への支援</li> </ul>
10 多様なライフスタイルに 応える子育て支援策の 充実	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育サービス等の子育て支援の充実</li> <li>②子育て支援センターや放課後児童クラブの充実</li> <li>③学校行事やPTA活動への男女共同参画の推進</li> <li>④ひとり親家庭への支援の充実</li> <li>⑤児童虐待防止対策の充実と子育て相談の実施</li> <li>⑥子育てにおける男女共同参画への情報提供</li> </ul>
11 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	国際情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画に関する国際情報の収集や提供</li> <li>②男女共同参画の国際的規範や先進的取組の学習機会の提供</li> </ul>
	国際交流、国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国際交流事業への女性の積極的な参加の促進</li> <li>②国際交流事業の実施及び町内在住外国人への情報提供や相談事業の実施</li> </ul>

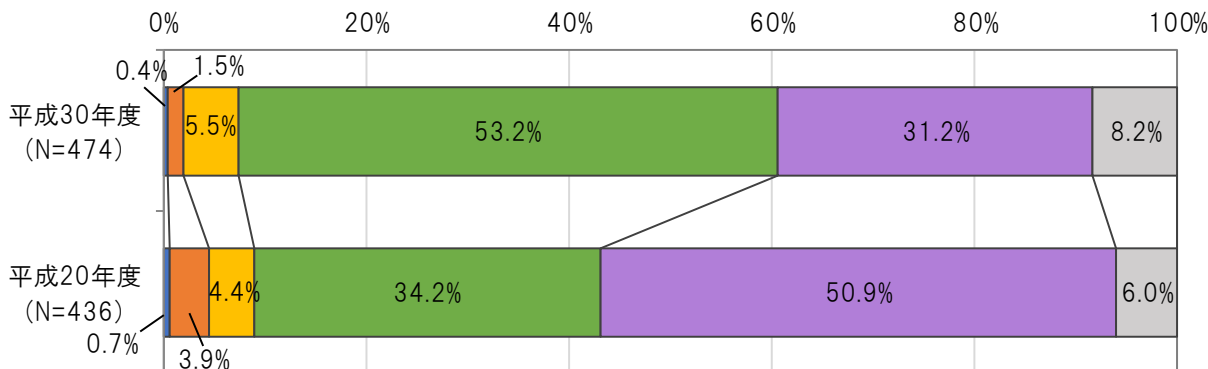
## 基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳を尊重する社会づくりに向けて、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重などの意識啓発に取り組みます。

基本施策	施策の方向	主な施策
12 人権尊重の意識づくり	人権尊重の基盤づくり	①人権意識高揚のための啓発活動の推進 ②学校教育・社会教育における人権学習の機会の充実及び幼児期における人権教育の推進 ③町職員に対する人権啓発と研修の充実
	メディアにおける女性の人権の尊重	①男女共同参画の視点でメディアからもたらされる情報を読み解く能力向上のための学習機会の提供と意識啓発 ②公的刊行物における固定的性別役割分担意識に基づいた表現や、性差別的な表現の有無の点検等
13 女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力根絶等のための意識啓発 ②女性相談体制の充実 ③町職員や学校教職員等に対するドメスティック・バイオレンス(DV)※5等暴力防止対策やセクシュアル・ハラスメントに関する研修会の実施
14 女性の妊娠、出産等、生涯を通じた健康支援	生涯を通じた健康づくり	①女性の生涯を通じた健康づくりの推進 ②働く女性の妊娠・出産の保護の意識の醸成 ③各種健康診断・保険事業の充実
	性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)※6に関する意識の浸透のための情報提供と意識啓発 ②学校教育における性と生殖に関する正しい知識普及のための教育・指導の充実 ③成人の性に関する学習機会の充実

### ○女性と仕事について、あなたはどうお考えですか。

- 女性は仕事に就かない方がよい
- 結婚するまでは、仕事を続ける方がよい
- 子どもができるまでは、仕事を続ける方がよい
- 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい
- その他



## ◆用語解説◆

### ※1 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

### ※2 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。平成19年4月からの改正男女雇用機会均等法の施行によって、事業主には職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、雇用管理上の措置義務が課せられています。

### ※3 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画です。公表と計画の従業員の周知について、従業員数が301人以上の企業は平成21年4月以降、101人以上300人以下の企業は平成23年4月以降義務、100人以下の企業は平成21年4月以降努力義務となっています。

### ※4 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、事業主としての国や地方公共団体には、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女の人権が尊重される豊かで活力のある社会を実現するために「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられています。

### ※5 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な関係にある一方が、他方から身体的・精神的・性的な暴力を受けることをいいます。

### ※6 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の自己決定権を保証する考え方です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## 数値目標

施策番号	項目	現状値 H30(2018)	目標値 R5(2023)	担当主管課	
I	1	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	79.2%	85%	つわの暮らし推進課
	2	社会全体における男女の地位の平等感	14.6%	35%	つわの暮らし推進課
	3	男女共同参画に関する学習会又は講演会開催数	1回	2回	つわの暮らし推進課
	4	年間に実施する出前講座の回数	0回	4回	つわの暮らし推進課
	5	男女共同参画社会基本法の概要を知っている町民の割合	24.6%	70%	つわの暮らし推進課
	6	男女共同参画講座を開催した公民館の割合	9.0%	100%	教育委員会
II	1	女性委員のいない審議会等の数	5	0	関係各課
	2	審議会等における女性委員の割合	24.2%	40%	関係各課
	3	町の女性職員の管理職の数(うち、一般行政職)	1人 (1人)	3人以上 (1人以上)	総務財政課
	4	町の男性職員の育児休業取得者の割合	0.0%	10%	総務財政課
III	1	男性の生活自立講座開催数(家事・介護教室等)	7回	11回	教育委員会 医療対策課
	2	家族経営協定農家数	9協定	9協定	農林課
	3	女性の認定農業者数	0人	1人以上	農林課
	4	通常保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	5	乳児保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	6	延長保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	7	一時保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	8	子育て支援センターの箇所数	2箇所	2箇所	健康福祉課
	9	放課後児童クラブ数	5箇所	5箇所	健康福祉課
	10	女性の起業家・グループ数	7	10	商工観光課 農林課
IV	1	授業で人権の視点から男女共同参画の内容を取り上げた学校の割合	83.3%	100%	教育委員会
	2	教職員研修で人権課題「女性」を取り上げた学校の割合	83.3%	100%	教育委員会
	3	町職員に対する男女共同参画に関する研修実施回数	1回	1回	総務財政課
	4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要を知っている町民の割合	26.2%	70%	つわの暮らし推進課
	5	乳がん健診の受診率	13.4% (H29)	30%	健康福祉課
	6	子宮がん検診の受診率	9.6% (H29)	30%	健康福祉課

### 津和野町つわの暮らし推進課

〒699-5292 津和野町日原54番地25

TEL 0856-74-0092/FAX 0856-74-0002

E-mail t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp